

また、国は作成された広域指針を広く周知するものとする。
なお、広域指針が作成されない場合であっても、地域個体群の生息状況や被害の発生状況を踏まえ、必要に応じて関係する都道府県等の連携や情報の共有等による広域的な鳥獣の保護管理の実施に努めるものとする。

② 広域指針の対象とする地域個体群

広域指針の作成対象は、隣接都道府県を越えて広域的に分布又は移動する鳥獣や複数の都道府県にまたがる孤立した鳥獣の地域個体群とし、国は広域指針作成のために必要な情報の整備に努め、(2)で示す技術マニュアルにおいて、地域個体群の輪郭及び優先的に広域指針を作成することが適当である地域個体群を示すものとする。

都道府県は、技術マニュアルで示された当該都道府県内の鳥獣の地域個体群における、生息数動向、被害規模、繁殖力及び分布の連続性等の個体群動向等を示す指標を、既存資料や調査によって把握するとともに国に情報提供を行うものとする。

③ 広域協議会の設置

広域指針の作成に当たって設置する広域協議会は、対象とする地域個体群の分布域に関係する都道府県、関係省庁、利害関係者、自然保護団体等の鳥獣保護管理事業の実施に必要な関係機関及び関係者により構成されるように努めるものとする。なお、行政機関においては、鳥獣行政部局だけでなく、農林水産行政部局のほか、必要に応じて河川行政部局等も参加するものとする。

ただし、鳥類等その行動域の広がりにより、地域個体群の区分が難しい場合には各地方ブロック等を広域協議会設置の単位とする。

④ 科学的及び順応的管理の推進

広域協議会は、対象地域個体群の動向等についての科学的知見を集積し、特定計画等の実施成果や地域個体群の動向を踏まえて必要に応じて広域指針の見直しを行うものとする。

広域指針の作成と実施に当たって、広域協議会は、鳥獣の生態や保護管理、生息環境、鳥獣被害対策等に関する専門的知見を有する者で構成された科学委員会を設置するものとする。

科学委員会は、関係都道府県や研究者等により集積された対象種の地域個体群に関する情報を整理し、地域個体群の生息や被害状況等に大きな変化が生じた場合には、広域協議会の行う広域指針の作成及び見直しについて助言を行うものとする。

⑤ 広域指針の記載項目

広域指針には、以下の項目を記載するものとする。

- 1 広域的な保護管理の目的及び背景
- 2 保護管理すべき鳥獣の種類
- 3 広域指針の期間
- 4 広域指針の対象地域
- 5 広域的な保護管理の目標
- (1)現状
- (2)保護管理の目標

- 9 -

(3) 目標を達成するために必要な広域的な連携施策の考え方

- 6 広域的な保護管理における救済調整に関する事項
- 7 広域的な保護管理における生息地の保護及び整備に関する事項
- (1)生息環境の保護
- (2)生息環境の整備
- 8 広域的な保護管理における被害防除対策
- 9 広域的な保護管理におけるモニタリング及びフィードバック
- 10 その他広域的な保護管理のために必要な事項
- (1)広域的な実施体制（広域協議会の体制等）
- (2)特定計画及び都道府県協議会について
- (3)普及啓発
- (4)その他

(2) 技術マニュアル等の整備

環境省は、全国的な見地から都道府県における特定計画の作成及び実施に対して技術的な支援を行うこととし、鳥獣保護管理に関する技術や特定計画の実施状況を踏まえた先進的な取組及び効率的なモニタリング手法について取りまとめ、特定計画の作成や見直しのための技術マニュアルを整備する。技術マニュアルについては、鳥獣保護事業計画期間を念頭に概ね5年ごとに見直し、最新の情報の更新に努めるものとする。技術マニュアルにおいては、(1)で示した地域個体群の輪郭等に加えて、広域的な鳥獣保護管理及び実施計画との連携や詳細な事項についても示すこととする。

(3) 特定計画の実施状況に関するフィードバック

国は、全国的な特定計画の作成及び実施状況等について定期的に把握し、必要に応じて都道府県に対して助言等の支援を行うものとする。また、実施状況に関する総合的な評価を鳥獣保護事業計画に係る基本指針を5年ごとに作成する際に併せて行い、その結果を踏まえて必要に応じて基本指針や特定計画制度の検討を行うものとする。

また、国はこれらの見直しのために収集した情報やその解析結果を、都道府県が特定計画の見直しの際に活用できるよう情報提供を行うものとする。

2 地域における取組の充実

(1) 実施計画の作成の推進

都道府県又は鳥獣保護事業の一部を行う市町村等は、特定計画の効果的な目標達成に資するため、必要に応じて特定計画についての地域別や年度別の実施計画の作成に努めるものとする。

都道府県は、関係市町村が捕獲許可を実施計画に基づき実施する場合、特定計画に定められた目標数の達成及び捕獲上限数が超過しないように必要な指示を行うものとする。

また、必要に応じて入猟者承認制度や休猟区における特定鳥獣の狩猟の特例制度を活用し、効果的な個体数調整を進めるものとする。

(2) 実施計画に基づく保護管理の推進

鳥獣による被害への対策は捕獲のみの対応では不十分であるとの認識

- 10 -

の下、鳥獣行政部局は農林水産行政部局等と、鳥獣の生息状況及び被害状況に関する情報を共有して連携を図り、被害防除対策と一体的に鳥獣の生息環境の管理を図るなど、鳥獣保護管理の総合的な取組に努めるものとする。

このような総合的な取組は、特に地域レベルで進めることが効果的であり、実施計画の作成により市町村等での地域ごとの保護管理の目標を具体化・明確化し、可能な限り目標達成に向けた共通認識を基盤レベルまで共有又は周知するなどにより地域の共通認識を醸成しつつ、その着実な実施を図るものとする。また、必要に応じて、こうした地域での保護管理の目標を特定計画に位置付けることについても検討するものとする。

3 休猟区における特定鳥獣の狩猟の特例制度の活用

特定計画の対象鳥獣（以下、「特定鳥獣」という。）が狩猟鳥獣である場合であって、当該特定計画の対象区域内の休猟区における特定鳥獣の狩猟による捕獲が、特定計画の達成を図るため特に必要と認められるときには、都道府県知事は法第14条第1項に基づき、当該都道府県区域内の休猟区の全部又は一部について当該特定鳥獣に関して捕獲等を行うことができる区域を指定し、特定計画の効果的・効率的な目標達成を図るものとする。

なお、鳥獣の生息状況を把握し、対象とする特定鳥獣以外の鳥獣の生息に影響を与えないように区域を指定するものとする。また、特定計画の実施期間中においてもモニタリングを行い、鳥獣の生息状況に影響が見られる場合には、必要に応じて当該区域の指定を見直すものとする。

4 入猟者承認制度

孤立した狩猟鳥獣の地域個体群であって、狩猟鳥獣による農林水産業等への被害が発生している場合等、地域個体群の個体数管理に特に配慮しつつ、被害対策への取組が必要な場合においては、環境大臣又は都道府県知事は法第12条第3項に基づき、地域の狩猟鳥獣の保護の見地から当該狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ承認を受けるべき旨の制限を行うことで、適切な地域個体群の保護管理を行うものとする。

当該制度については、特定計画に基づく鳥獣保護管理の一環として行うことで、当該特定計画の科学的・計画的な保護管理がより効果的に推進されることから、特定計画の実施と併せての活用を図るものとする。

第四 人材育成・確保

国は、鳥獣保護管理を効果的に推進するため、専門的な知識及び技術等を有する人材の育成・確保を図るものとする。

1 鳥獣保護管理に関わる人材の確保

(1) 基本的な考え方

鳥獣保護事業の適切な実施のためには、専門的な知識や技術等を有する人材が、行政機関を始め、研究機関や鳥獣保護管理が必要とされている現場にいたるまで、適所に配置されていることが求められている。

なかでも、鳥獣保護管理の推進に当たっては、個体数管理、生息環境

- 11 -

管理、被害防除対策に関する専門的な知識、技術及び経験を有する人材が、特定鳥獣保護管理計画の作成及び実施に係る各段階に必要とされており、特に、鳥獣被害の深刻な地域では、鳥獣保護管理の実施に関する助言・指導が求められている。

地域でのきめ細かな鳥獣保護管理には、第三～2の実施計画作成が効果的であり、実施に関する助言・指導等についても行政職員により行われることが基本であるが、きめ細かな対応を推進するため、以下のような考え方を基本に対応を進めるものとする。

ア 鳥獣保護員の鳥獣保護管理に関する知識・技術等の向上による、

地域に密着した助言・指導体制の整備

イ 猟友会等との連携を通じた捕獲従事者の知識及び技術等の向上による効果的な個体数管理

ウ 市町村等から委託を受けて鳥獣保護管理を行うことができる民間

団体の育成・確保

国は、こうした、鳥獣保護管理に関する専門的な知識及び技術等の評価と必要な人材確保に係る体制（鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組み）の整備を図るものとする。

(2) 確保を図るべき人材等

鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みにより確保を図る対象は以下のとおりとする。

ア 特定計画等の作成に必要な人材

イ 特定計画等の実施に関する助言・指導に必要な人材

ウ イの中で特に効果的な捕獲に関する助言・指導に必要な人材

エ 委託等により上記ア～ウを総合的に実施できる団体

2 研修等による人材育成

(1) 全国的な視点からの研修は以下のような考え方を基本として実施するものとする

ア 鳥獣保護管理に関する制度や、全国的な鳥獣の生息状況及び被害状況等を踏まえた鳥獣保護管理についての研修は、関係省庁が連携して取り組むものとする。

イ 受講者は、主として国及び都道府県の鳥獣保護行政及び農林水産行政担当者等を対象とするが、必要に応じて市町村職員、農林水産業及び狩猟関係者にも幅広く研修の機会を設けることが望ましい。

(2) 地域的な視点からの研修は以下のような考え方を基本として実施するものとする

ア 都道府県においては、当該都道府県での鳥獣の生息、被害や保護管理の状況及び全国的に見た当該都道府県の鳥獣の生息状況等を踏まえた地域的な内容の研修について実施を図るものとする。

イ 受講者は、主として当該都道府県及び市町村の鳥獣保護行政及び農林水産行政担当者等を対象とするが、鳥獣による被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じて、鳥獣保護管理の視点からの鳥獣被害対策の内容を充実し、農林水産関係者等に対し幅広く研修の機会を設けることを随時する。

ウ 農林水産業被害対策等の研修において、鳥獣の生態や個体数調整の

- 12 -

考え方などの鳥獣保護管理に関する内容を含めることで研修効果の向上を図るとともに、鳥獣保護管理に関する研修においても、鳥獣被害の実態を踏まえた被害防除対策に係る内容を充実することにより研修の効果を高めるなど、研修等における鳥獣保護担当部署と森林等関係部局との連携・協力を図るものとする。

- エ 鳥獣の生息状況等から、当該都道府県で未習得等が困難な内容については、鳥獣の保護管理に關して十分な知見を有する地域において研修を受講するなど、他の都道府県や民間団体等とも連携し、経験や事例の有無を相互に補完するように努めるものとする。

(3) 研修内容及びその普及は以下のような考え方を基本とするものとする。

ア 研修においては、鳥獣保護管理の基本的な考え方である順応的管理及びこれを支えるモニタリング及びフィードバックについて、また鳥獣保護管理事業の柱である①個体数管理、②生息環境管理、③被害防除対策の考え方について理解を図るものとする。

イ 全体的な特定鳥獣保護管理計画の進捗状況に合わせて、計画の作成、モニタリング及びフィードバック、計画評価等に関する内容や、鳥獣保護管理に関する最新の知見、先進的な具体的実施状況等を研修内容に含めるとともに、地域的な鳥獣の生息状況の顕化に合わせた研修の実施を図るものとする。また、内容を評価し、適切な見直しに努めるものとする。

ウ 研修で得た知識や技術について所属する組織等で共有を図るとともに、インターネット等の適切な媒体により関係する市町村等との情報の共有化及び提供に努めるものとする。

第五 鳥獣保護区の指定及び管理

1 鳥獣保護区の適切な指定及び管理

鳥獣保護区の指定及び管理に当たっては、以下の点に留意しつつ、必要に応じて年度別の整備計画及び管理のための計画を作成するとともに、鳥獣の生息状況等の調査及び監視等を実施し、各地域の特性に応じた鳥獣の保護管理に努めるものとする。

(1) 鳥獣保護区の指定及び管理の考え方

環境省は、国指定鳥獣保護区及び特別保護地区について、国際的・全国的な鳥獣の保護の観点から、鳥獣の繁殖地や重要な渡り鳥の遷来地の情報の収集と分析を行い、その結果に基づいて必要であると認められる場合には、計画的に指定等を行うこととする。また、鳥獣保護管理のモデルとなるような適切な管理を進めていくこととする。具体的には、II 第三の鳥獣保護区及び特別保護地区に係る記述内容のうち全国的、国際的見地から必要と認められる施策について、その記述内容に準じて実施するものとする。

なお、湿原、湖沼、干潟などの湿地でラムサール条約基準を満たすものを含む鳥獣保護区については、環境省が国際的な水鳥の生息地の保護の観点から特別保護地区の指定を行った上で、ラムサール条約湿地の登録に努めるものとする。

- 13 -

線に努めるものとする。

都道府県は、都道府県指定鳥獣保護区について、地域の鳥獣の保護の観点から、鳥獣の分布、重要な生息地等の情報の収集と分析を行い、その結果に基づいて必要であると認められる場合には、計画的に指定を行うこととする。

(2) 保護に関する指針の充実

近年、国及び都道府県指定鳥獣保護区においては、指定後の環境の変化等による生息環境の悪化等の問題が生じており、適切な対応が求められている。一方、渡り鳥の保護の観点から国際的に重要な湿地等の鳥獣保護区の指定が増加し、その多くはラムサール条約湿地に登録され、適切な管理が求められている。さらに、鳥獣保護区は、鳥獣を始めとした自然とのふれあいを通じた環境教育の場としての活用が期待されており、鳥獣及びその生息環境に負荷をかけない範囲での適正な利用の推進が求められている。

こうした状況の変化に対応するために、法第28条第2項及び法第29条第4項の規定に基づき定める鳥獣保護区ごとの保護に関する指針（特別保護地区に関しては特別保護地区の保護に関する指針、以下あわせて「鳥獣保護区等の保護に関する指針」という。）の充実と努めるとともに、指定者が必要と認める場合は、生息する鳥獣の特性等に応じた管理のための計画を作成して適切な保護管理に努めるものとする。

2 鳥獣保護区における保全事業の推進

保全事業は、鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化した場合、当該鳥獣保護区の指定者等の事業主体が、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要であると認めるとき、その区域内において、鳥獣の生息環境の改善を図るために行うものである。

保全事業を行うに当たっては、当該鳥獣保護区の指定者が、専門家、国の関係行政機関、関係地方公共団体、自然保護団体等の地域の関係者の意見を聴き、当該鳥獣保護区等の保護に関する指針において、保全事業の目標、区域及び事業内容を定めるものとする。

また、保全事業を実施しようとする者は、鳥獣保護区等の保護に関する指針に適合した保全事業の実施計画を作成することとし、事業を行う予定地の土地所有者及び管理者等の合意を得るものとする。

なお、保全事業を行った者は、事業実施後においても目標達成の状況のモニタリング等に努めるものとする。

3 環境教育等の推進

鳥獣に関する環境教育の場として鳥獣保護区を活用する観点から、鳥獣の観察に適する場所に、鳥獣の保護上支障のない範囲で、観察路、観察舎等の利用施設を必要に応じて整備する。また、地域特性に応じた観察プログラム等の整備、教材の作成やホームページを活用した情報発信等を行うよう努めるものとする。

第六 狩猟の適正化

- 14 -

1 基本的な考え方

鳥獣の科学的・計画的な保護管理に狩猟は重要な役割を果たしており、鳥獣による農林水産被害等の人と鳥獣とのあつれきは今後も継続すると考えられることから、狩猟による鳥獣の捕獲が鳥獣の個体数管理に果たす効果等、狩猟の鳥獣保護管理に果たす公共的な役割が今後とも期待される。狩猟者の減少及び高齢化の傾向が続いているため、鳥獣保護管理の重要な担い手となっている狩猟免許者の確保は社会的な課題と言える。

しかし、狩猟事故や違法行為あるいは狩猟に関連するマナーの低下等は市民の狩猟に対するイメージを損ない、狩猟に対する理解が損なわれるおそれがあることから、狩猟の意義を社会が広く共有し、鳥獣保護管理の担い手として社会から信頼を得て、狩猟者の社会的地位の向上が図られるよう努める必要がある。

このため、国及び都道府県は以下の取組等によって、適切な鳥獣の保護管理をさらに推進することとする。

2 狩猟者の資質向上のための免許試験及び講習の充実

狩猟免許試験及び更新講習並びに狩猟団体等による狩猟者の育成によって、狩猟者の鳥獣保護管理事業（個体数管理、被害防除対策、生息環境管理）、錯誤捕獲や鉛弾による汚染の防止、人獣共通感染症の予防及び外来生物対策等の鳥獣保護管理に関する知識や技術を充実を図ることとする。

3 網猟とわな猟の適切な実施

網・わな猟免許を網猟免許とわな猟免許に分離し、網猟及びわな猟それぞれ扱いについての専門性を高めることによって、錯誤捕獲及び事故の防止を図ることとする。

網とわなは、それぞれ性質の異なった猟具で、対象とする狩猟鳥獣や必要な技術・知識も異なることから、各々の猟法に応じた試験内容とし、専門性の向上を図り適正な狩猟が行われるように措置するとともに、狩猟免許の取得を推進することとする。

特にわな猟免許の試験には、希少な鳥獣の錯誤捕獲を防ぐとともに、人や財産へ危険を及ぼすことがないように、適切な設置の数量並びに時期及び場所の選択、住民等や他の狩猟者に対しての周知、見まわりの実施等の技術・知識を盛り込むこととする。

4 狩猟者の確保

これまで都道府県では狩猟免許試験及び更新講習会の複数開催や休日開催など、狩猟免許者確保の取組を進めてきているが、狩猟の社会的な意義を踏まえ、今後とも狩猟者の確保について市民の理解を得るとともに、鳥獣保護管理の担い手として社会から信頼を得られるように狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、適切な予算の確保や狩猟関係の手続の利便性の更なる向上等、狩猟者確保のための方策の充実について検討を進めるものとする。

また、狩猟事故及び違法行為の防止並びに猟区を活用した狩猟者の育成のため、狩猟団体等とも連携を図るものとする。

- 15 -

5 鳥類の鉛中毒の防止

鳥類の鉛中毒の防止を図るため、無毒性の代替弾への切り替えや捕獲した鳥獣を山野等へ放置しないなど捕獲個体の適切な取扱の普及啓発を図るとともに、関係者への研修を行うものとする。

第七 傷病鳥獣の取扱

鳥獣の野生復帰、環境のモニタリング及び鳥獣保護思想の普及啓発に資するため、国及び都道府県は、それぞれの役割に応じ、以下の取組等によって傷病により保護を要する鳥獣（以下「傷病鳥獣」という。）の効果的な救護に努めるものとする。

- 1 傷病鳥獣の救護により、絶滅のおそれのある種を含めた鳥獣の野生復帰を図るとともに、傷病の発生原因の究明により再発の防止に努め、種の保存法に基づく保護増殖事業の対象となる鳥獣については、保護増殖事業計画に基づき、都道府県や関係機関等と連携・協力しながら、傷病個体の収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰等に努めるものとする。
- 2 救護個体から収集する化学物質等による汚染や感染症に関する標準的な情報項目を整理し、環境のモニタリングに活用するとともに、全国的な環境の状況把握を行い、必要に応じて対策を講じるものとする。また、傷病鳥獣への対応を通じ、人と鳥獣との適切な関わり方について普及啓発を行うものとする。
- 3 傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰等については、関係行政機関、民間団体等の各主体が連携・協力して体制の整備を図り、特に、大規模な油汚染事故など複数の都道府県にまたがって大量の傷病鳥獣が発生した場合には、情報の収集及び提供などにより関係行政機関や関係団体等による救護活動が円滑に実施されるような措置とともに、連絡体制の整備や関係者への研修を行うものとする。

第八 鳥獣への安易な餌付けの防止

鳥獣への安易な餌付けにより、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人身被害及び農作物被害等を誘因することとなり、生態系や鳥獣保護管理への影響が生じるおそれがある。

このため、国及び都道府県は希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な事例を除き、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣による被害の発生状況を踏まえて、鳥獣への安易な餌付けの防止についての普及啓発等に積極的に取り組むものとする。また、鳥獣を観光等に利用するための餌付けについても、鳥獣の生息状況や鳥獣による被害の発生に影響を与えることがないように十分配慮するものとする。

さらに、不適切な生ゴミの処理や未収穫作物の放置は、結果として鳥獣への餌付けにつながり、鳥獣による生活環境や農林水産業等への被害を誘引することにもなることから、安易な餌付けが行われることのないよう、地域社会等での普及啓発等にも努めるものとする。

- 16 -